

敦賀市老朽危険空き家等除却支援事業 概要

事業内容	空き家対策の一環として、生活環境の安全確保のため、老朽危険空き家等の除却の促進を図りつつ、老朽危険空き家等による被害の発生を防止することを目的に、空き家の所有者等に対して除却に要する費用の一部を補助します。
補助対象 建築物	<p>次のすべてに該当する建築物</p> <p>(1) 老朽危険空き家または準老朽危険空き家（以下『老朽危険空き家等』）であるもの。 老朽危険空き家 … 不良度判定の合計評点が 100 点以上である建築物 準老朽危険空き家…昭和 56 年 5 月 31 日までに着工又は建築され、不良度判定の合計評点が 50 点以上かつ、構造の腐朽又は破損の程度の合計評点が 25 点以上である木造建築物</p> <p>(2) 概ね 1 年以上居住又は使用されていない状態にあるもの</p> <p>(3) 老朽危険空き家等について、所有関係が明確であり、差押え又は所有権以外の権利設定がされていないもの</p> <p>(4) 老朽危険空き家等に係る一切の権利、権限等について、その疑義が解決されているものの</p> <p>(5) 老朽危険空き家等が危険状態となるに至った原因が、所有者や相続人の故意による行為でないもの</p> <p>(6) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの</p>
補助対象工事	<p>次の(1)から(3)のすべてに該当する工事</p> <p>(1) 老朽危険空き家等の除却に要する費用が 20 万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）を超える工事 ※ただし工作物等の除却に係る費用及び滅失登記に係る費用、その他手続きに係る費用は除く。（長屋等の存置する壁の修繕費は含む）</p> <p>(2) 老朽危険空き家等の敷地内に老朽危険状態にある工作物、立木並びに動産等がある場合は工作物等の解体又は撤去を併せて行うこと。</p> <p>(3) 区分所有権が明確な長屋については、老朽危険な空き住戸のみを部分的に除却する場合は、残置する壁面等の仕上げ等の適切な修繕を行い、安全を確保すること。</p>
補助対象者	<p>次の(1)～(4)のいずれかに該当する方。</p> <p>(1) 老朽危険空き家等の所有者 (2) 上記の(1)の所有者から老朽危険空き家等の所有権の全部を相続された方 (3) 老朽危険空き家等の所有権の一部を有し、他の所有権者全員から委任を受けた方 (4) 老朽危険空き家等の所有権の一部を相続し、他の所有権の相続人全員から委任を受けた方 ただし、次の(ア)から(イ)のいずれかに該当する方を除く。</p> <p>(ア) 敦賀市税を滞納している方 (イ) この補助金の交付を受けたことがある方 (ウ) 空家等対策の推進に関する特別措置法による命令を受けた方 (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である方</p>

補助対象となる費用	<p>老朽危険空き家等の除却に要する費用 ※ただし工作物等の除却に係る費用及び滅失登記に係る費用、その他手続きに係る費用は除く。(長屋等の存置する壁の修繕費は含む)</p>
補助金額	<p>対象工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の2分の1（千円未満の端数切り捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空き家 上限50万円 ・準老朽危険空き家 上限30万円 <p>【補助金の加算について】</p> <p>次のいずれかに該当する除却工事については、老朽危険空き家については50万円を、準老朽危険空き家については30万円を加算する。ただし、対象工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の2分の1（千円未満の端数切り捨て）を超えないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)老朽危険空き家の主たる構造が木造以外であるもの (2)老朽危険空き家及び準老朽危険空き家の延べ床面積が200m²以上であるもの (3)老朽危険空き家及び準老朽危険空き家の敷地が狭い道路沿い又は未接道であるもの
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律その他老朽危険空き家等の解体工事に必要とされる関係法令を遵守すること。 (2)空き家を解体することで、土地の固定資産税が増える場合があります。 詳しくは敦賀市の税務課 (Tel(0770)-22-8109)までお問い合わせください。
問い合わせ先	<p>敦賀市建設部住宅政策課 電話番号：0770-22-8141</p>